

北海道釧路市・白糠町基本計画

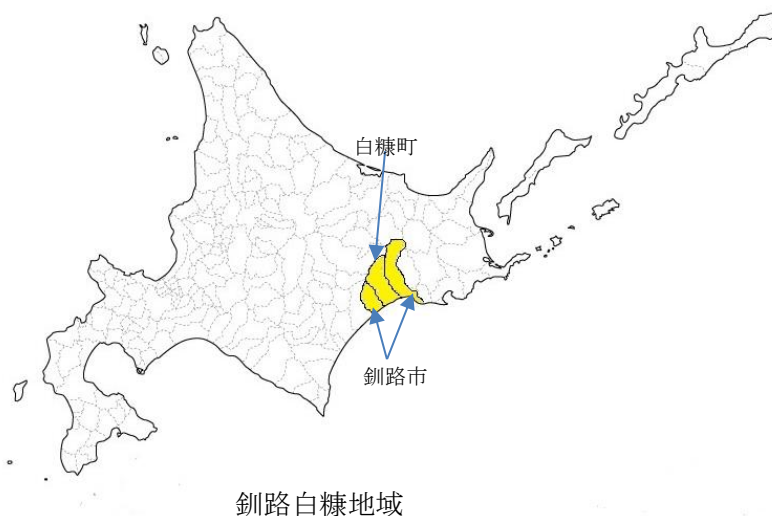
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

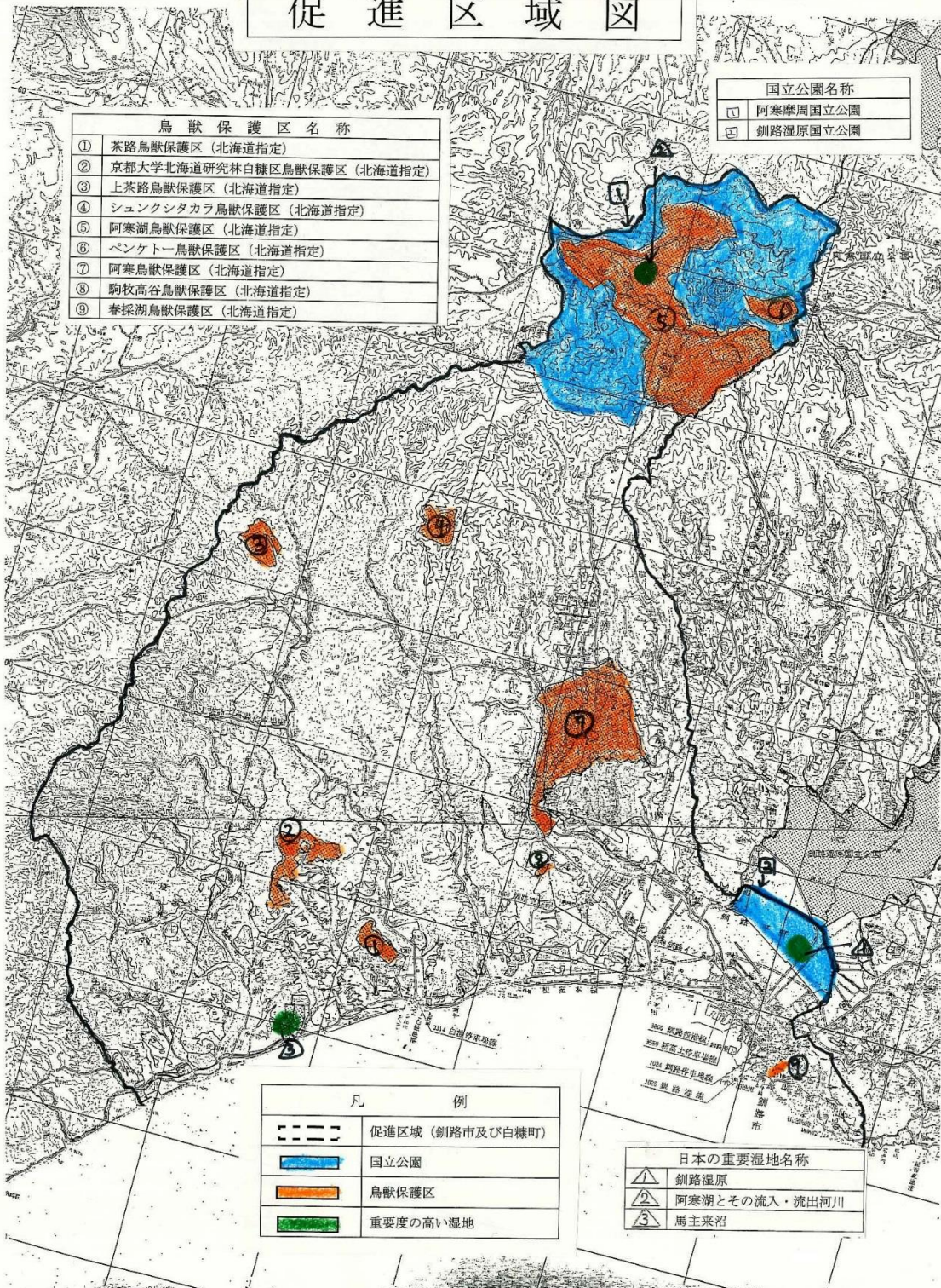
設定する区域は、平成29年10月1日現在における北海道釧路市及び白糠町の行政区域（以下、釧路白糠地域という）とする。概ねの面積は、213,605ha程度（釧路市及び白糠町の面積の合算）である。ただし、特定植物群落、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区のうち自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木を除く。

また、本促進区域は自然公園法に規定する国立公園（釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（釧路湿原特別保護区）、ラムサール条約湿地（釧路湿原、阿寒湖）、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区及び生物の多様性の観点から重要度の高い湿地を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



促進区域図



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本計画において地域経済牽引事業の促進を目指す釧路白糠地域は、北海道の東部に位置し、釧路空港や重要港湾である釧路港を擁している。現在、東京からは航空機で約1時間40分、札幌からはJRの特急で約4時間、車でも平成28年3月に北海道横断自動車道阿寒ICの開通により札幌から阿寒ICまで約4時間で結ばれている。

釧路市は、平成17年10月11日に釧路市・阿寒町・音別町の1市2町が合併してできた人口約17万人を有する道東の中核都市である。白糠町、釧路町、弟子屈町、鶴居村、浦幌町、足寄町、津別町に隣接し、136,292haという広大な面積を有している。また、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、自然豊かな都市としても知られている。

白糠町は、南は太平洋、西は釧路市（音別地区）、浦幌町、本別町、北は足寄町、東は釧路市（釧路地区・阿寒地区）に隣接し、総面積77,313haのうち約82.7%が森林面積を占める。地勢は、概ね起伏の多い傾斜地であり、沿岸平野上となっている、人口約8千人の自然豊かな農漁村地帯の町である。

当地域は、釧路港から韓国（釜山港）への外国貿易コンテナ船も就航し、冬期間でも港が流水等で閉ざされることが少ないなど、道東における物流の拠点となっている。

また、当地域の気候は、真夏でも平均気温が20℃未満と冷涼であり、降雪量は道内の他地域と比較して少なく、年間の日照時間も約2,000時間と長いことから、過ごしやすい気候である。

② 人口の分布状況

当地域の人口は戦後人口が増加し、水産業が好調だったことや製薬会社の進出などもあり昭和55年に241,748人とピークになったが、以降は少子高齢化の進行と、水産業や石炭産業をはじめとする地域経済の低迷などにより他地域（特に札幌圏、東京圏）へ人口が流出したため現在まで減少傾向が続いており、現在は180,881人となっている。

③ 産業構造

当地域は、恵まれた自然環境を生かした農業、林業、水産業の第1次産業と食料品製造業や石炭産業、紙・パルプ産業、木材産業などの第2次産業を基盤に、商業、観光などの第3次産業とも有機的に結びついており、道東の産業経済の中心として発展してきた。主な産業構造は、以下のとおりである。

ア 農業

当地域の農業は、冷涼な気候、中山間地の火山性土壌、平坦地の泥炭性土壌など厳しい自然条件のもと、土地基盤整備に努めながら、草地型酪農を主体に肉用牛飼育や

野菜生産などにより発展してきた。農業産出額の約57%を生乳が占めており、生産された生乳は、主に釧路市大楽毛に立地している大手乳業企業で1次加工された後、釧路西港から首都圏等へ出荷されている。

イ 林業・木材産業

当地域は、森林面積が区域の7割以上を占め、国内でも有数の森林地域となっている。これらの森林は、木材生産による経済的機能に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、さらには景観林が観光資源となるなど、多岐にわたる公益的機能を有している。当地域及び周辺地域には、これらの資源を生かした林業事業体、木材流通業、木材加工業など川上から川下に至る様々な企業が立地しており、木材・木製品製造業は18企業が立地し、その製造品出荷額は約103億円と製造業全体の3.6%（平成26年工業統計調査）を占めている。近年では釧路森林資源活用円卓会議の「くしろ木づなプロジェクト」の推進により、カラマツ等の多くの森林資源の有効活用と、多面的機能を有する森林の整備を通じた森林資源の循環利用が進められている。

ウ 水産業

当地域の漁業は好漁場に恵まれ、最盛期には日本一の水揚量を誇るなど、地域経済を牽引してきた。近年、漁業資源の減少、国際的な漁業規制による漁場の縮小等により水揚量は大幅に減少しているものの、釧路港の平成28年の水揚量は約11万4千トン（全国4位）を誇り、引き続き地域経済の重要な産業に位置づけられている。

水産加工業は、豊富な水産資源や高い技術力のもとに発展し、サケ・マス、スケトウダラを原材料とした筋子、いくら、たらこなどの塩蔵品や、缶詰、すり身、フィレーンなどが主要な加工品となっており、釧路市では数量で85,324トン、金額で4,170億円（釧路市統計書）の生産量がある。当地域には年商200億円を超える企業も立地しているなど、地域の製造業の中核を担っている。また、近年は、新製品開発支援として、民間事業者と連携して水産物の加工アイデアを広く募集し、選定された作品の商品化を支援する事業を行っている。本事業により、サンマ、サバ、イワシなどの当地域の特色ある魚種の加工品の開発による高付加価値化を図っている。合わせて、首都圏等における商談会への参加支援などの取組を進め、国内外産地に対する競争力の向上を図っている。

エ 石炭産業

当地域では、明治以前から石炭の採炭が行われており、国のエネルギー政策の転換により炭鉱の閉山が相次いだものの、現在においても、国内唯一の坑内掘炭鉱として釧路コールマイン株式会社が採炭を続けている。

釧路コールマイン株式会社の高度な採炭技術と保安技術は、国際的にも高い評価を受けており、エネルギー確保の観点から、JOGMECの「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業」として、アジア・太平洋地域の海外産炭国への技術支援を行うために海外研修生を積極的に受け入れ、採炭技術や保安技術、管理技術の指導にあたっている。また、これらの技術をベースにした技術コンサルタント事業のほか、地元石炭を活用した発電所の建設計画など新たな事業展開も図られている。

オ 工業

当地域の工業は、道東地域の豊富な農林水産資源と港湾・用地・用水など優れた立地条件により、水産食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、医薬品製造業などが中心となって発展している。釧路市の平成26年の製造品出荷額等は2,378億円で苫小牧市、室蘭市、札幌市、千歳市に次いで道内第5位、事業所数は175事業所、従業者数は4,827人となっている。また、白糠町の平成26年の製造品出荷額等は457億円、34事業所で従業者数は1,945人となっている（平成26年工業統計調査）。

次に、当地域における製造品出荷額等を業種別構成比でみると、従来から数次にわたる設備増強を重ね、当地域の基幹産業となっている食料品製造業が971億円

（34.3%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が819億円（28.9%）で全体の63.2%を占めており、いわゆる資源立地型の産業構造となっている。

カ 商業

当地域は、古くから卸売機能、物流機能の集積が進んでおり、釧路・根室圏の物流・小売商業の拠点としての役割を果たしている。卸売業・小売業を合わせた平成26年の事業所数は1,642事業所（卸売業463人、小売業1,179人）、従業者数は12,727人（卸売業3,261人、小売業9,466人）、年間販売額は4,879億円（卸売業3,048億円、小売業1,831億円）である（平成26年商業統計調査）。

キ 観光産業

当地域は、ラムサール条約登録湿地を擁する釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、阿寒湖のマリモやタンチョウといった国の特別天然記念物に指定されている動植物が生育する地域であり、アイヌ民族の自然と共生する文化も息づいているなど、観光の魅力となる要素の質の高さと多様性において、全国的にも恵まれた環境にあると言える。

この豊富な観光地域資源を生かした各種誘客活動を進めるため、「観光圏整備計画」、「広域観光周遊ルート形成計画」「観光立国ショーケース」「国立公園満喫プロジェクト」といった、国の施策を活用して“世界一級の観光地”づくりに取り組んでいる。これら取組を背景に、観光客入込数は年々増加傾向にあり、平成28年度の当地域

の観光客入込数は約460万人となっている。

ク 情報関連産業

当地域では、IT関連企業が20社立地し、一事業所あたりの平均付加価値額は当地域の平均よりも高い付加価値額を創出している。また、当地域においてIoTの普及を図るため「釧路市IoT推進ラボ」を組織し、平成28年7月31日に「地方版IoT推進ラボ」として選定を受けている。このほか、整備された通信インフラを生かし、首都圏などの大消費地からの距離にとらわれない業種をターゲットに、IT企業やコールセンターなどの情報関連産業に対して優遇制度を用意するなどして企業誘致に努め、これまで札幌に本社のあるコールセンターの進出に結びついている。

④ 産業支援機能等の状況

ア 産業支援機関・公設試験研究機関

当地域には、釧路・根室圏の産業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的に設立された公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センターが運営する釧路工業技術センターを有し、中小企業等の技術力の向上、新製品・新技術の開発、販路開拓など事業化等に対する支援、人材育成、産業間・産学官の連携の推進など総合的な産業支援施策を展開しているほか、金属加工や木材加工の試験・検査機能を有する同センターなどの公的機関が各分野の産業及び企業の発展に寄与している。

イ 高等教育機関

独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校（以下「釧路高専」という。）の創造工学科では、機械工学・電気工学・電子工学・情報工学・建築の専門分野に関する教育が行われている。さらには、実学的研究を通して地域産業の振興や企業における新製品開発を積極的に支援するために、地域共同テクノセンターが設置され、企業との共同研究の推進、技術相談などを行っている。

また、釧路公立大学は、経済学部だけの単科大学であり、経済・経営の知識をもった優秀な人材を輩出している。また、平成11年に地域経済研究センターを開設し、地域に開かれた社会科学系の大学の研究機関、地域のシンクタンクとして、地域政策研究などを行っている。

このほか、当地域には、北海道教育大学釧路校、釧路短期大学、福祉系の専門学校、職業学科を持つ釧路工業高校、釧路商業高校など高校10校がある。

ウ 人材育成機関

当地域には、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として設置された北海道職業能力開発促進センター釧路訓練センターや北海道立釧路高等技術専門学院があり、地域の産業動向やニーズに応じた多様な職業訓練を実施し、人材を育成している。

また、職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会は、認定職業訓練を行う釧路高等技術専門校を運営しており、主に在職者を対象とした様々な職業訓練を実施している。

⑤ 基盤整備の状況

ア 道路

道路網は、国道38号が帯広（約2時間）・札幌（約6時間30分）、44号が根室（約2時間）、240号が北見（約2時間30分）・紋別（約4時間30分）、391号が網走（約3時間）を結んでいる。また、道央と道東を結ぶ北海道横断自動車道は平成28年に阿寒ICまで開通し、札幌まで約4時間で結ばれている。

イ 鉄道

鉄道は、ＪＲ根室本線の特急（6往復）で帯広まで最速1時間30分、札幌まで約4時間で結ばれている。また、ＪＲ花咲線で根室まで約2時間20分、ＪＲ釧網線で網走まで約3時間で結ばれている。

ウ 港湾

釧路港は、東北海道一円を後背圏とし、国内外との取引や大型クルーズ船の寄港を通じ、地域の暮らしや産業活動等を支える物流・人的交流の拠点となっている。東港区は日本有数の漁業基地として利用されるとともに耐震・旅客船ターミナルを中心とした釧路川河口右岸では賑わいと防災の拠点が形成され、地域住民の安全・安心の向上に寄与している。西港区は主要産業に関連するバルク貨物や、国内外への定期航路ネットワークを有する物流拠点が形成されており、現在は、平成23年に改訂された「釧路港港湾計画」に基づいた港湾整備が進められている。なお、当該港湾計画に定められた関連した促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

釧路港の後背圏である道東地域は、酪農、畑作、水産の一次産品を生産するわが国有数の食料生産地域となっているほか、釧路市内には全国生産量の1割強を占める新聞紙、ダンボール用紙等を生産する紙パルプ工場が立地しており、釧路港の平成27年の貨物取扱量は1,496万トンとなっている。

エ 空港

釧路空港は、釧路市中心部から北西に約20km（車で約40分）の丘陵に位置し、航

空輸送の重要な拠点となっている。

昭和36年の供用開始以来、航空需要の伸びにより空港機能の充実が図られ、平成7年には計器着陸装置の高度化によって霧による欠航が解消されたことで、平成28年度の運航率は97.3%と安定した運航が行われている。また、平成8年には新空港ビルが完成し、平成12年には2,500m滑走路の供用が開始されるなど、東北北海道の空の玄関口として地域経済の発展に大きな役割を果たしている。

航空路線は、東京国際空港（1日6便・約1時間40分）、関西国際空港（季節運航・約1時間55分）、中部国際空港（季節運航・約1時間55分）、新千歳空港（1日3便・約45分）・札幌飛行場（1日4便・約45分）と結ばれている。

オ 上水道、下水道、情報通信

釧路市における平成28年度末の上水道普及率は99.9%、下水道普及率は98.5%となっている。また、情報通信基盤についても、市内の大部分で高速回線の利用が可能である。

白糠町における平成28年度末の上水道普及率は98.4%、下水道普及率は71.2%となっており、現在、未整備地区の事業推進中である。また、情報通信基盤については、市街地のほぼ全域で高速回線の利用が可能である。

カ 工業団地（概要、立地企業、業種）

・ 釧路白糠団地

昭和46年より地域振興整備公団（現：独立行政法人中小企業基盤整備機構）による造成が行われ、水産食料品製造業などを中心に立地が進んでいる。また、平成17年度からは最大11,160m³/日の良質な工業用水が供給され、用水利用型企业を中心に立地している。

・ 西港臨海工業団地

年間約1,500万トンの貨物を取り扱う物流基地・釧路港西港区の後背地に位置し、輸送の利便性が高く、運輸業・倉庫業を中心に立地が進んでいる。

・ 釧路益浦軽工業団地

住宅地に隣接する職住近接型団地であり、環境に配慮した繊維関係や医薬品製造業などの軽工業の立地を進めている。

・ 布伏内工業団地

釧路空港から車で約30分の距離に位置しており、自然環境や地質条件にも恵まれており、リサイクルを手掛ける企業などが立地している。

・ 音別工業団地

釧路市中心部と帯広市のほぼ中間に位置し、恵まれた自然環境、上質で豊富な工業用水を利用した医薬品製造業、清涼飲料製造業などを中心に立地している。

- ・西庶路軽工業団地

釧路空港から車で約20分の距離に位置しており、自然環境に恵まれた住宅地に隣接した職住近接型団地であり、木材販売業、コンクリート製品製造業、太陽光発電所などが立地している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当地域は、水産業、石炭産業、紙・パルプ産業の3大基幹産業及びその関連産業とともに発展し、その中で様々な技術力が培われてきた。また、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園をはじめとする豊かな自然環境を有し、環境の保全・保護への関心が強い地域である。

当地域において目指す将来像としては、豊富な地域資源、人材、蓄積された技術力などの地域の特性を最大限に生かし、既存産業の強化、新事業の創出、観光客や企業の誘致などにより、域外からの外貨の獲得や、それを域内で循環させながら消費と投資を高め付加価値を創出するような仕組みを作り、地域の経済の好循環を推進する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現 状	計 画 終 了 後	伸 び 率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	630百万円	

(算定根拠)

- ・ 1件あたり平均50百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.26倍の経済効果をもたらし、促進区域で630百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 急速な人口減少による地域社会の危機が迫る中で、630百万円は、地域経済に与える影響が大きい。
- ・ またK P Iとして、下記の指標を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	50百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	10件	—
当地域における延べ宿泊客数	129万人 (H26)	157万人 (R2)	21.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が3,920万円（北海道の１事業所当たり平均付加価値額（平成24年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進地域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1.8%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1.8%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１％増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1.5%増加すること

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では、設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

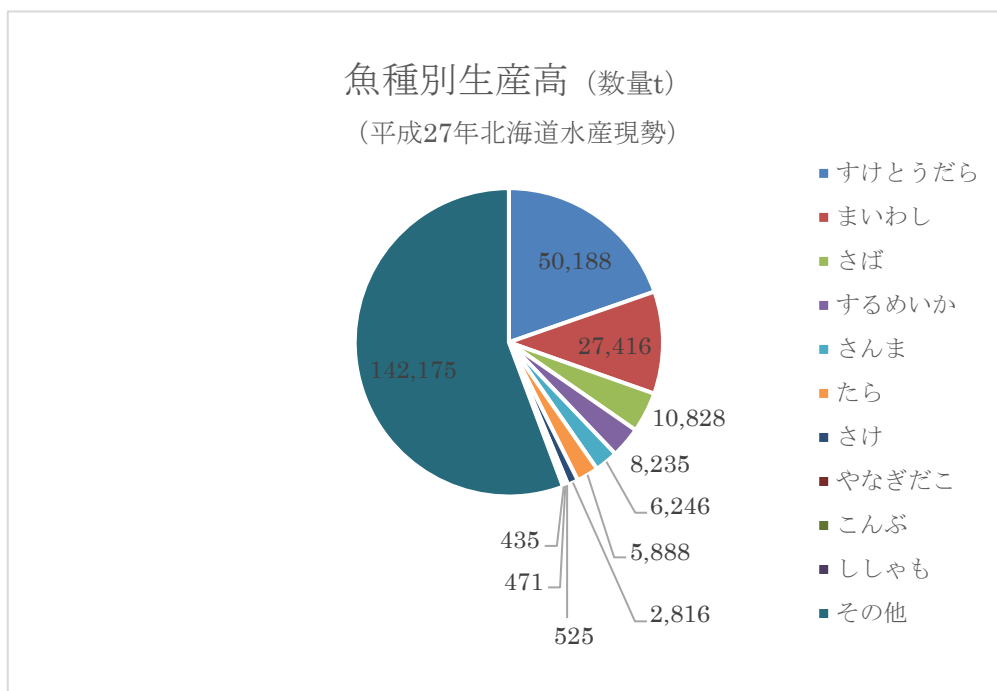
- ①釧路白糠地域の水産物・生乳等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②釧路白糠地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を活用したものづくり関連分野
- ③釧路白糠地域のIT産業の集積を活用したIT関連産業分野
- ④釧路白糠地域の石炭等のエネルギー資源を活用した環境・エネルギー関連分野
- ⑤釧路白糠地域の阿寒摩周国立公園等の観光資源を活用した観光関連分野
- ⑥釧路白糠地域の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野
- ⑦釧路白糠地域の釧路港等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

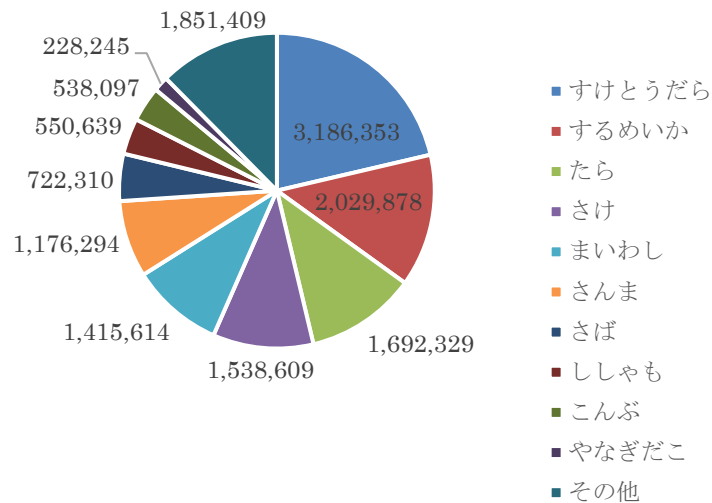
- ①釧路白糠地域の水産物・生乳等の特産物を活用した食料品製造関連分野

当地域の水産物の水揚げは、平成27年の魚種別生産高は115,936トンで全道の11.5%、金額は約149億3千万円で全道の4.8%（平成27年北海道水産現勢）を占めており、サケ、スケトウダラ、マダラ、シシヤモ、コンブ、サンマ、イワシ、サバ、イカ、ワカサギ、タコなど、一年中、多くの水産物が水揚げされている。

<当地域の水産物の取扱数量・売上構成割合>



魚種別生産高（金額:千円） （平成27年北海道水産現勢）

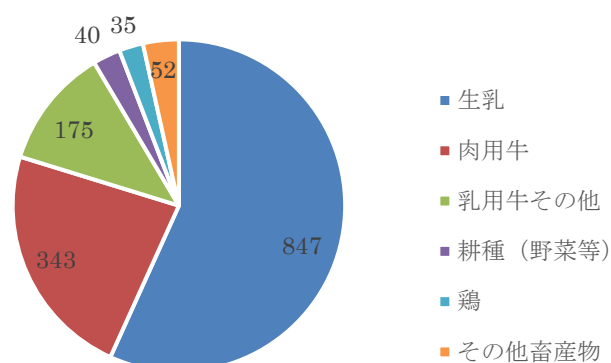


これらの豊富な水産物を生かして、釧路市では81社の水産加工業者が集積しており、塩蔵品、缶詰、筋子、いくら、すり身、たらこ、フィレーなどを主要な製品とし、新たな製品の開発や消費ルートの確立を目指すと同時に、食品のパッケージから衛生管理までより鮮度と質を重視した新たな生産体制への移行を進めている。

また、当地域の農業は酪農・畜産が主体であり、農業産出額（推計）では、149億2千万円のうち145億3千万円と97.3%を占め、そのうち生乳は84億7千万円と全体の56.7%を占めている（平成27年市町村別農業産出額（推計））。

< 農業産出額の構成割合 >

平成27年農業産出額（推計） （単位：1,000万円）

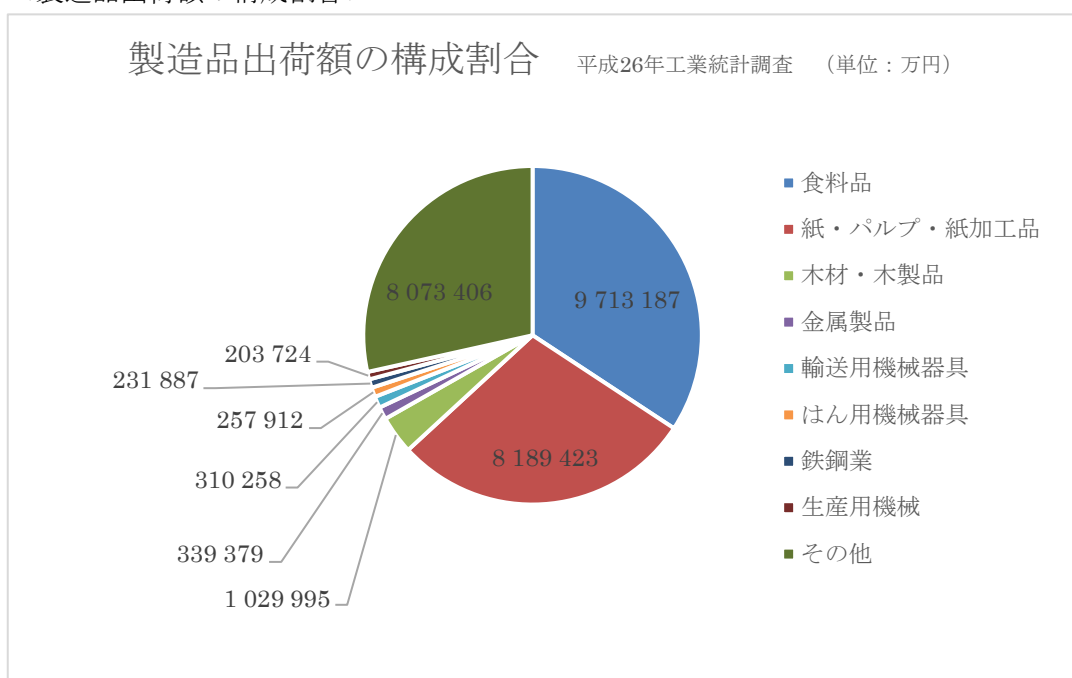


これら農畜産物の加工を行う大手乳業メーカー「よつ葉乳業根釧工場」や、自家製チーズ等の加工を行う企業が立地しているほか、野菜では、ほうれん草・白菜・キャベツ・大根・シソなどの薬物野菜や根菜の生産が盛んであり、近年は工場廃熱等を有効活用し省エネルギー化を図る植物工場も立地し生産が開始されている。

さらに、近年、エゾシカ、シソ、クジラ、キクイモや林産物であるフキ、シイタケなど当地域で特色のある資源を活用した加工食品開発の取組がすすめられ「安全・安心でおいしい」食の新たな展開として期待されている。

当地域は、上記の地域内及び周辺地域で生産される農水産物をはじめとする豊富な地域資源を加工する製造業が集積している。食料品製造業は81事業所が立地し、地域全体の製造業における事業所数の38.7%を占める。また、食料品製造業出荷額は971億円の規模となっており、当地域の製造品出荷額の34.3%、付加価値額の18.1%、従事者数の33.5%を占める（出典：平成26年工業統計調査）など、「安全・安心でおいしい」食の供給基地となっている。

< 製造品出荷額の構成割合 >



このような特色ある農林水産業を生かし、当地域では加工体制の強化や植物工場の立地に力を入れており、釧路市企業立地促進条例や白糠町工業開発促進条例により、設備投資等において一定要件を満たした場合に固定資産税の課税を免除する措置を講じてきたほか、釧路市では設備投資において一定の要件を満たした場合に、補助金の交付を行い新規立地や規模拡大の支援を行ってきた。また、新製品開発支援としては、民間事業者と連携して水産物の加工アイデアを広く募集し、選定された作品の商品化を支援する事業などを行ってきた。

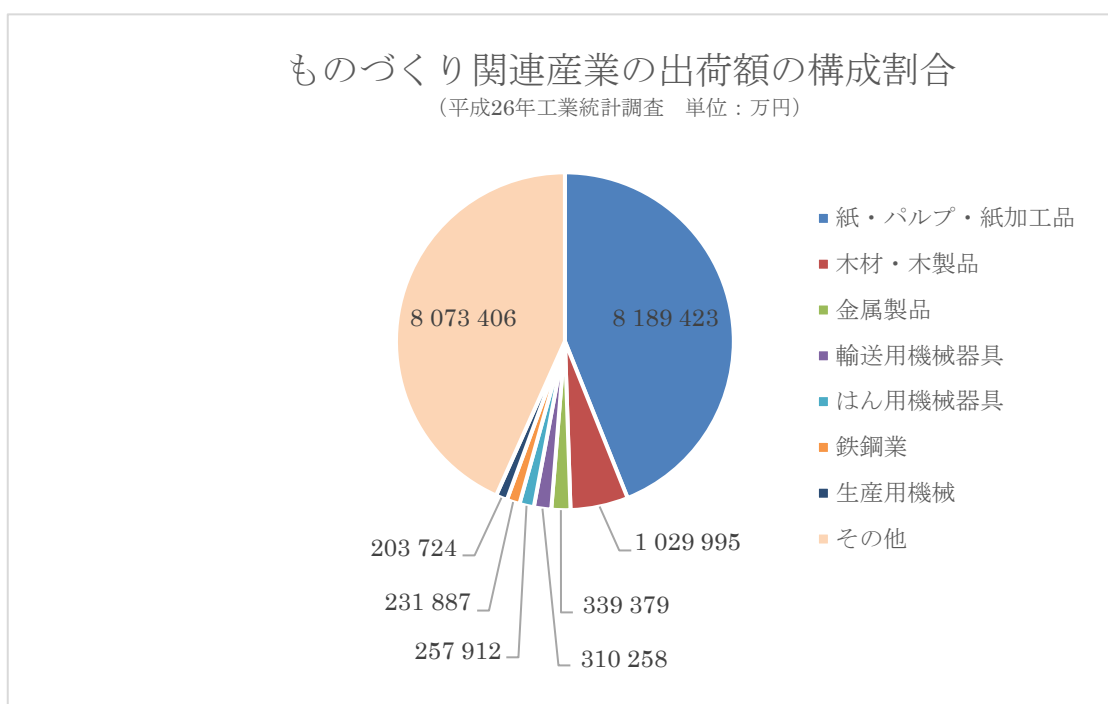
今後は、当地域で生産される農林水産物を活用し、地域で加工を行い、付加価値を高める

取組を強化することにより、地域事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。加えて、工場廃熱等の有効活用や再生可能エネルギー等を活用し省エネルギー化を図る植物工場等による安定的な生産体制の強化を支援していく。

②釧路白糠地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を活用したものづくり関連分野

当地域は、大手製紙工場2社が立地しているほか、先述①の水産業とともに培われた船舶の製造・修理や製品の開発、製紙工場や大手医薬品製造業の機械装置の製造、石炭産業とともに培われた鉱山機械の技術力の蓄積、農林水産物等の鮮度保持に適する技術を生かした機械や製品の開発を手がける128の機械・金属関連企業等が集積しており、製造品出荷額の65.7%、従業者数の66.5%を占めている。

<当地域のものづくり関連産業の製造品出荷額構成割合>



当地域の基幹産業の一つである紙・パルプ産業においては、日本製紙、王子マテリアという大手製紙工場が2社立地し、製造品出荷額等の28.9%、従業者数の9.5%を占めており（平成26年工業統計調査）、工業生産と雇用の両面で地域経済を支える重要な産業の1つとなっている。また、チップ、パルプなどの原材料に間伐材を活用していることから、二酸化炭素を吸収する森林資源を育てることに貢献する産業でもある。

この紙・パルプ産業発展の背景となっている森林資源は、164,588haと当地域面積の約77%を占め、面積的に全国有数の森林地域である。これら当地域で産出されるカラマツ等の木材

を活用した木材・木製品製造業なども18社立地し集積しており、工業生産と雇用の両面から地域経済の基盤となる重要な産業となっている。

さらに、当地域は、①で述べた主要産業である農林水産業による生産物の付加価値を高めるため、鮮度保持技術の研究開発を推進している。具体的には、海水電解殺菌装置、室素氷、海水を使ったシャーベット状の氷（シルクアイス）の開発などを手掛ける先進技術を有する企業が複数立地しており、釧路工業技術センターでは、これら企業や地域の試験研究機関と連携し、釧路地域鮮度保持技術評価検討会を設置し、地元企業を中心に鮮度保持技術の導入促進を図っている。

そのほか、近年の労働者不足等により加工工程の自動化や効率化のニーズに対応するため、自動でホタテ貝柱を取り出す機械や、魚の一次処理・切り身製造等まで一貫して行うロボットの開発・製造を手掛け、「日本ものづくり大賞」を受賞するほどの優れた技術をもつ企業も存在する。これらの高い技術力をもつ企業は、地域における大きな強みとなっており、新たな技術開発を通じて他産業と連携することで、生産性や付加価値の向上が期待できる。

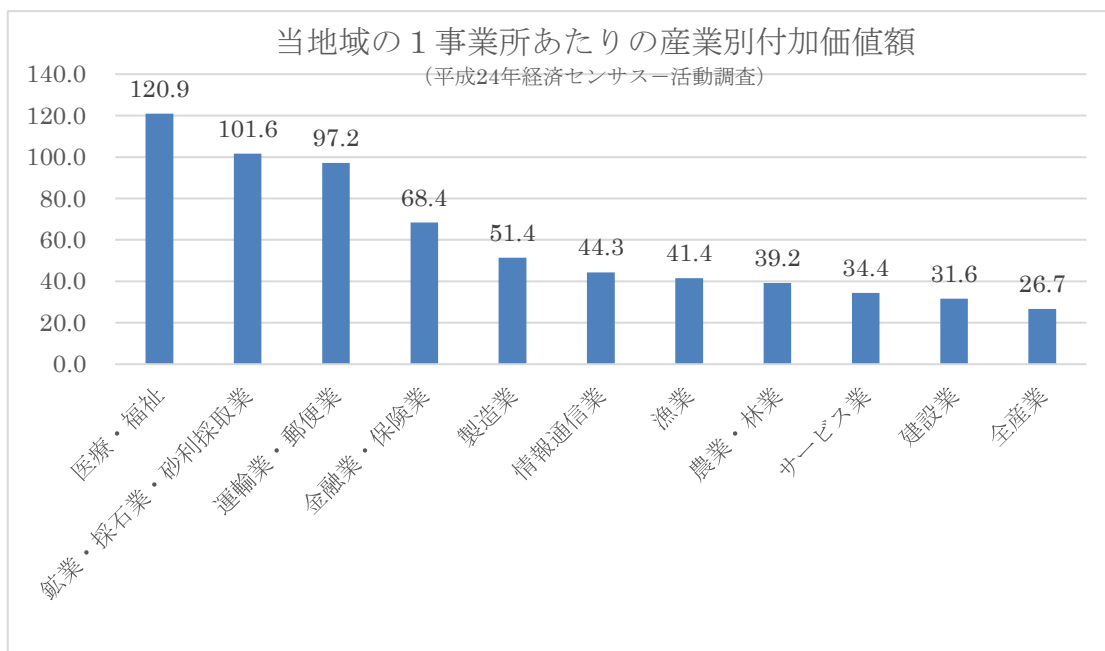
このような当地域の特性をさらに強化するため、釧路市企業立地促進条例や白糠町工業開発促進条例を整備し、これらの産業の新規立地や規模拡大の際の設備投資等において一定要件を満たした場合に固定資産税の課税を免除する措置を講じてきたほか、釧路市では設備投資等において一定の要件を満たした場合に補助金の交付を行い、新規立地や規模拡大の支援を行ってきた。

今後も当地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を生かし、設備投資促進による生産性向上、新技術の開発や新分野への取組を推進するとともに、建設業や修理業とも連携しながら技術力の強化を図り、地域事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

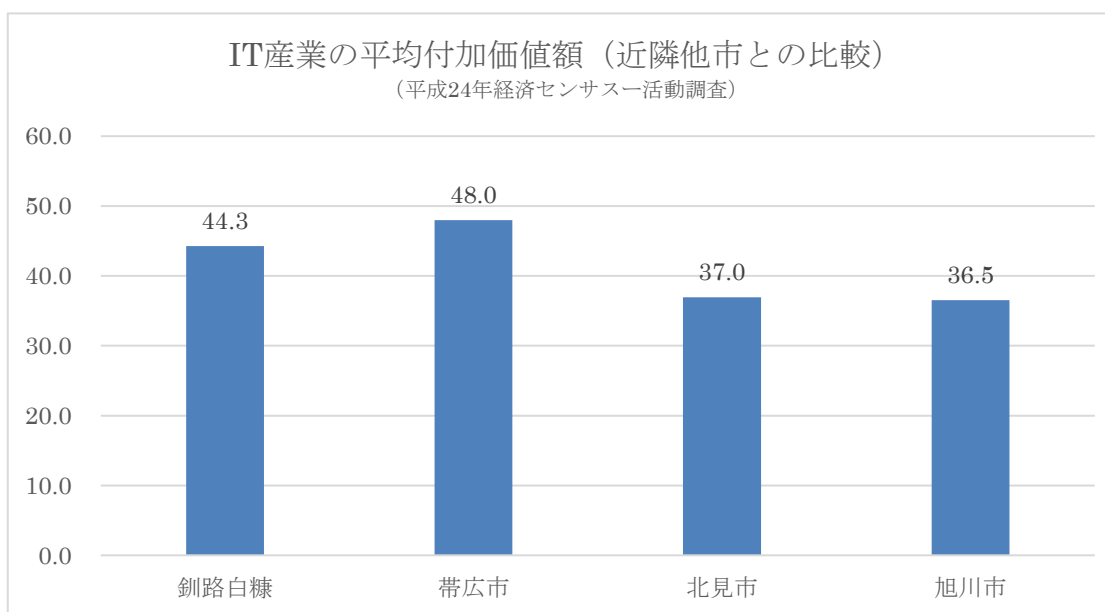
③釧路白糠地域のIT産業の集積を活用したIT関連産業分野

当地域には、IT関連企業が20社立地しており、一事業所あたりの平均付加価値額が4,425万円と当地域の全産業平均よりも高い付加価値を創出している。また、同産業の付加価値額は、近隣他市と比較してほぼ同等又はそれ以上で優位性があり、重要な地域産業という位置付けである。

< 当地域の1事業所あたりの産業別付加価値額 >



< IT産業の1事業所あたりの平均付加価値額（近隣他市との比較） >



当地域には、小規模企業が多く、企業体質の強化、下請けから企画提案型への移行などによる競争力の強化が課題となっている。このため、当地域のIT企業などが連携して「釧路ITクラスター推進協会」を組織し、参加企業のスキルアップと企業間相互連携によりビジネスチャンスの拡大、産学連携による先端技術開発などを目的とし、当地域のIT産業の活性化を図っている。

また、当地域においてIoTの普及を図るため「鉏路市IoT推進ラボ」を組織し、平成28年7月31日に「地方版IoT推進ラボ」として選定を受けている。当地域では、⑤に記載のように、インバウンド（訪日観光）を含む多くの観光客が訪れており、今後も増加傾向が続くものと予想されている。この観光需要に対応するため、IoTを活用した観光客の利便性向上に繋がるサービスの具体化および実証試験等を、上記の鉏路ITクラスター推進協会、IT企業、鉏路工業高等専門学校、鉏路公立大学、鉏路工業技術センター等が、観光関連業界と連携して実施していくこととしている。

また、当地域には、上記2つの高等教育機関が所在し、IT関連の専門人材を確保しやすい環境にある。さらに、鉏路工業技術センターには、ITコーディネーターなどの専門人材が配置されており、その知見や同センターの情報関連設備を生かした支援が可能となっている。

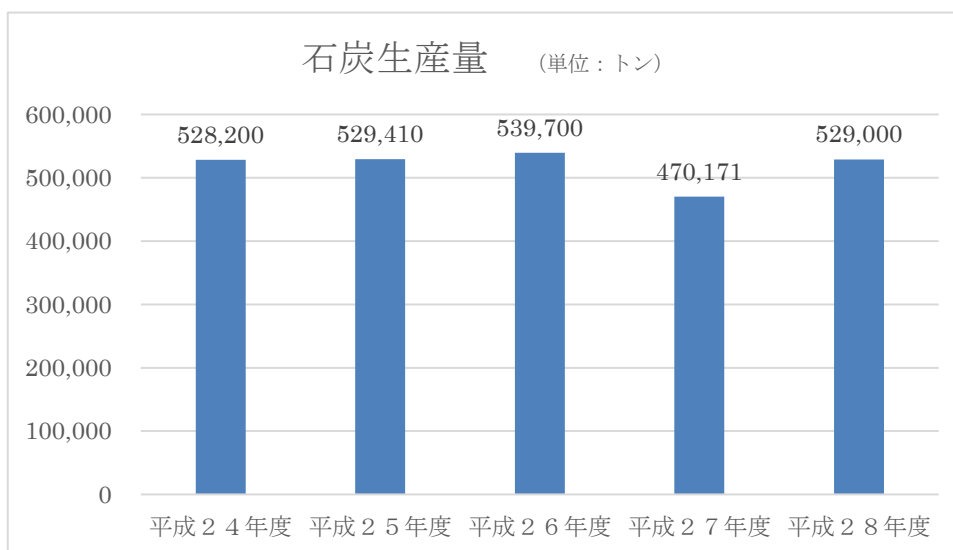
このほか、当地域では、首都圏等のIT企業のサテライトオフィス誘致を推進している。当地域は、夏場でも25℃を超える日が少ない冷涼な気候や、首都圏と比べて低価格な民間の貸しオフィス物件が一定程度存在することから、サテライトオフィス立地に適した環境を有している。本取組は、昨今の働き方改革における「テレワーク」推進にも資するものであり、鉏路市では、これまで鉏路市企業立地促進条例における助成制度の創設により、こういったIT関連産業の集積・投資促進を支援している。

以上、当地域のIT産業の集積を活用し、IoT推進ラボの活動等による地域企業の付加価値向上に繋がる取組を支援し、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

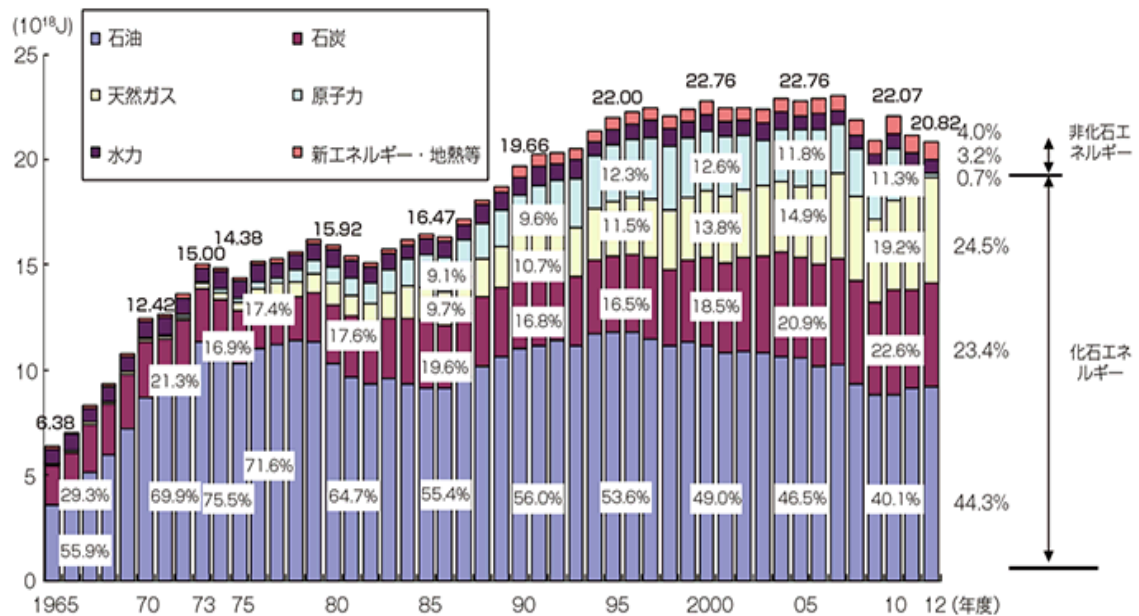
④ 鉏路白糠地域の石炭等のエネルギー資源を活用した環境・エネルギー関連分野

当地域では、国内唯一の坑内掘炭鉱である鉏路コールマイン（KCM）が立地している。平成28年で約53万トンの生産を行っており、当地域の基幹産業の一つとなっている。

< 鉏路コールマインの石炭生産量の推移 >



< 1次エネルギー国内供給の推移 >



(資源エネルギー庁ホームページ)

石炭は国のエネルギー基本計画において、安全性・経済性に優れたベースロード電源の燃料として再評価されており、国内1次エネルギーの23.4%が石炭火力発電となっている。

現在、KCMの石炭を燃料に使う火力発電所の新設計画があり、本発電プラントでは、石炭と木質バイオマスとの混焼により発電所からの二酸化炭素排出量を低減する計画となっている。

また、当地域で、水素を製造して燃料電池で発電するまでのサプライチェーン（供給網）の実証実験（環境省「平成27年度地域連携・低炭素水素技術実証事業」）がスタートしている。具体的には、白糠町に設置する水力発電施設で生み出した電力で水を電気分解して水素を製造し、トレーラーで運んで、当地域の基幹産業である酪農家等に設置する燃料電池などの燃料として活用するもので、平成31年まで実証実験に取り組むこととしている。

このような取組を支援するため、これまで釧路市企業立地促進条例における助成制度の創設により、電気業や新エネルギー供給業などの誘致に努めている。

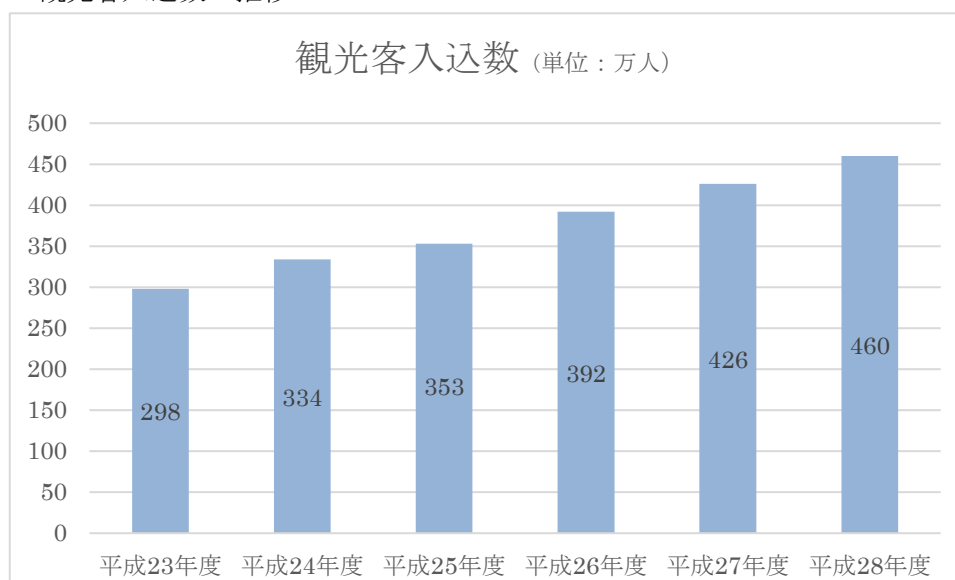
以上により、地域で生産されるエネルギー資源や、新エネルギー・再生可能エネルギーを生かして、これら資源を活用する産業への投資を推進し、合わせて工場排熱等の有効活用する取組や、石炭の製造過程で排出されるズリや、当地域の未利用地で生育される早生樹であるヤナギなどの未利用資源の有効活用による循環型の取組への支援を行うことで、地域事業

者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

⑤釧路白糠地域の阿寒摩周国立公園等の観光資源を活用した観光関連分野

当地域は、阿寒摩周国立公園、ラムサール条約登録湿地を擁する釧路湿原国立公園の2つの国立公園をはじめとする豊かな自然を擁する。また、「炉端焼き」「勝手井」など新鮮な水産物や自家製チーズなどの魅力ある「食」の存在や、日本初のアイヌ文化専用劇場である「阿寒湖アイヌシアターイコロ」など、アイヌ文化の観光資源に恵まれている。このほか、釧路市内中心部や阿寒湖温泉地区に宿泊施設などが集積するなど、都市型と自然体験型の観光要素を兼ね備えており、平成28年度の当地域の観光客入込客数は460万人となっている。

<観光客入込数の推移>



(釧路市統計書)

釧路市は平成28年1月に「観光立国ショーケース」として選定されており、多くの外国人旅行者に選ばれる、観光立国を体現する観光地域を作り、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースの形成を行っている。また、同年7月には、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標とした「国立公園満喫プロジェクト」にも選定され、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するなど、高い期待が寄せられている。

また、当地域をモデルとした、アドベンチャーツーリズム市場創出に向けたプロジェクトがスタートしている。世界で最も権威のあるといわれるアドベンチャーツーリズム組織団体「Adventure Travel Trade Association」によると、アドベンチャーツーリズム(AT)とは、「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3要素の内、2つ以上で構成される旅行と定

義しており、欧米を中心に30兆円と言われる市場規模を誇る。当地域は、1年を通じて楽しめる多種多様なアクティビティ、釧路湿原や阿寒湖などに代表される雄大な自然、アイヌ文化等の日本固有の文化というATの3要素が揃っており、世界でも有数のポテンシャルを有している。この強みを踏まえ、地域中核企業創出支援事業を活用し、鶴雅リゾート（株）を中核企業に、自治体、観光協会、観光関連事業者等が連携しATのマーケティング戦略の策定や実証等の取組支援を行っている。

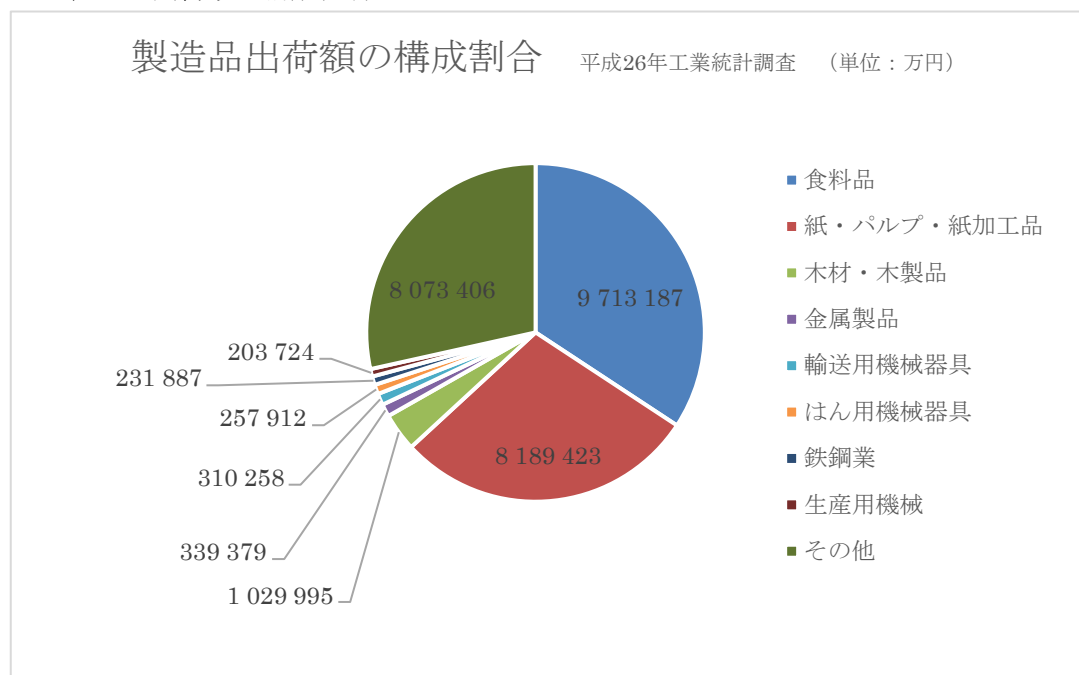
このほか、様々な観光資源の磨き上げや、誰もが安心・安全・快適に滞在等を楽しめるストレスフリーな受入環境整備、的確な国内外への情報発信及び日本版DMOの構築を、自治体と旅館業、ガイド業、小売業（土産物店）、飲食業、旅客運輸業、レンタカー業等の多様な観光産業関係事業者との連携により推進している。さらに、上記③に記載した、「釧路市IoT推進ラボ」による観光客の利便性向上につながるサービス開発などにより、魅力ある観光地域づくりを推進している。

以上を踏まえ、当地域の観光資源を最大限活用し、地域内への観光客数の増加を図ることにより観光関連事業者の稼ぐ力を向上させ、付加価値額の増加と雇用拡大につなげていく。

⑥釧路白糠地域の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野

当地域では、①で記載したとおり、食料品製造業が81事業所立地し、地域全体の製造業の事業所数のうち38.7%を占めており、豊富な農林水産品を活用した水産加工業などの食料品製造業が盛んである。食料品製造業出荷額は971億円の規模となっており、当地域の製造品出荷額の34.3%、付加価値額の18.1%ものシェアを占めている（平成26年工業統計調査）。

<製造品出荷額の構成割合>



これらの食料品を取り扱う卸売・小売業の売上高は、2兆3,343億円で、全産業の33.9%と最も高いシェアを占めており（平成24年経済センサスー活動調査）当地域の主要産業の一つとなっている。

当地域では、食料品製造業の集積を生かし、②に記載した地域企業が有する鮮度保持技術や加工技術等を活用しながら製品の付加価値を高め、卸売・小売業が域外から外貨を稼ぐための役割を担っている。

これら卸売・小売業の販路開拓支援として、金融機関と連携し、首都圏や札幌圏等のバイヤーへ向けた商談会への出展支援を行ってきたほか、釧路工業技術センターと連携して鮮度保持技術等を活用し、国内のみならず海外への販路開拓に向けたサポートを実施してきた。

以上を踏まえ、当地域の特色を生かし、付加価値の高い商品の供給や販路拡大支援により地域事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

⑦釧路白糠地域の釧路港等の交通インフラを活用した物流関連分野

当地域は、釧路空港やJR釧路駅、重要港湾である釧路港を擁している。また、平成28年3月に北海道横断自動車道阿寒ICの開通により札幌までの利便性が向上した。これら交通インフラにより、当地域のみならず釧路管内・根室管内・オホーツク管内等道東地域への物流の玄関口となっている。

釧路港は、国際バルク港指定（穀物分野）を受けたことから、港湾インフラの整備が進んでおり、平成27年の貨物量は1,497万トンで、全道の7.4%を占め道内第4位の規模となっている（平成27年釧路港統計年報）。また、釧路港は、東港区と西港区に分かれており、後背地である西港臨海工業団地には主に倉庫や飼料工場・肥料工場等が集積している。

空港は、釧路空港が釧路市と白糠町の行政区域にまたがった丘陵に位置し、釧路市中心部から北西に約20km（車で約40分）と近く、平成28年度の運航率は97.3%と冬でも安定した運航が行われている。東京国際空港へも1日6往復が運航され、所要時間は約1時間40分と新千歳空港等の道内他空港とほぼ変わらないことから、首都圏等に短時間でアクセスできる手段として地域経済の発展に大きな役割を果たしている。

鉄道は、札幌まで約4時間で結ばれる特急列車が1日6往復運行され、旅客の主要駅は釧路駅・白糠駅が、貨物駅は新富士駅と音別駅があり、道央圏や首都圏等への定時性を有する物流手段として活用されている。

高速道路は、平成28年に道東自動車道の阿寒IC・庶路ICが開通し、平成27年に開通した白糠ICと合わせて札幌圏など大消費地への輸送に対する利便性が高くなり、効率面から阿寒IC付近に移転した倉庫業を営む企業も存在する。

<物流インフラの地図>



このような交通インフラを生かし、東北北海道における拠点としての倉庫業・運輸業等が集積しており、釧路市における運輸業・郵便業の付加価値額が市の産業全体の9.8%と約1割を占めるなど、主要産業の一つである。また、当地域の主力産業である食料品製造業、ものづくり関連産業の流通需要も多く、相互補完の関係にある。

釧路市では、物流の設備投資に対し、釧路市企業立地促進条例により固定資産税等の課税免除制度の創設などの措置を講じ、誘致に努めてきたところである。

昨今、こうした交通インフラを活用した運輸業、倉庫業、卸売業等の物流拠点としての需要が高まっており、道東地域の拠点としての物流機能整備をさらに推進し、地域事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」に記載のような当地域の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し事

業コストの低減や当地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産や固定資産の取得に伴う不動産取得税・固定資産税の課税免除の措置

釧路市・白糠町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税等の減税措置に関する条例を整備する。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、「釧路白糠地域の水産物・生乳等の特産物を活用した食料品製造関連分野」、「釧路白糠地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を活用したものづくり関連分野」、「釧路白糠地域のIT産業の集積を活用したIT関連産業分野」、「釧路白糠地域の石炭等のエネルギー資源を活用した環境・エネルギー関連分野」、「釧路白糠地域の阿寒摩周国立公園等の観光資源を活用した観光関連分野」、「釧路白糠地域の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野」、「釧路白糠地域の釧路港等の交通インフラを活用した物流関連分野」において、事業者の具体的なニーズに基づく設備投資支援等の支援を実施する予定。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

行政等が有し、地域企業が地域経済牽引事業計画を作成するに当たり有用と見込まれるデータであって、資料として開示している情報について、インターネット公開を推進するよう努める。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課、釧路市役所産業振興部及び白糠町企画総務部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び庁内関係各課及び関係機関等と連携し対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

釧路工業技術センター等の支援機関の機能強化を図るために、地域企業が共同利用できる高度試験研究機器導入を必要に応じて検討するほか、産業支援コーディネーターの配置や各種相談窓口の設置など、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度（初年度）	平成30年度～令和4年度	令和5年度（最終年度）
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	・北海道において、12月議会に不動産取得税の条例改正案提出・審議、議決後施行 ・釧路市において、2月議会に固定資産税の条例案提出・審議 4月条例施行、受付開始	運用	運用
②地方創生関係施策	随時：事業者ニーズの把握、支援策の検討 平成30年1月以降：申請準備	交付後事業実施	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①釧路市・白糠町ホームページ上等での、データの公開	データ公開準備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の整備	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①機器整備	必要な機器整備の検討	導入・運用	運用
②産業支援コーディネーターの設置	相談・コーディネーター：平成29年4月設置	運用	運用

地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、釧路市が設置する産業支援機関である釧路工業技術センター、地域の大学としての釧路公立大学、釧路高専、当地域に本支店を有する金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携支援の効果を最大限に生かす必要がある。このため、当地域では、必要に応じてこれらの支援機関による連携支援計画の作成促進に努め、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 釧路工業技術センター

当地域の産業振興を目的に、技術指導、検査・分析、人材育成、販路開拓、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。産業機械や理化学機器等の整備を行い地域企業へ利用を供しているほか、貸会議室等による人材育成等の支援、また企業からの依頼試験・検査・解析の促進、企業間の共同研究・共同受注の場作りなど、地域の産業支援に不可欠な役割を果たしている。

② 釧路公立大学

地域の複数の市町村による一部事務組合方式により運営され、経済学部において経済学科と経営学科があるほか、地域経済研究センターを有する大学であり、行政や地域金融機関等とさまざまな連携事業等を通じ、地域政策研究などを行っている。

③ 釧路高専

創造工学科として、機械工学・電気工学・電子工学・情報工学・建築等の専門分野等において主に技術者の養成に向けた教育が行われ、地域共同テクノセンターの活動等を通じ地域企業等の技術力向上などの役割を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が地域経済牽引事業を行う場合は、環境関係法令を遵守するとともに、環境の保全及び環境負荷の低減に十分な配慮を行い、地域社会との調和を図る。特に、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園及び国指定鳥獣保護区及びラムサール条約湿地である釧路湿原、ラムサール条約湿地である阿寒湖をはじめとする環境保全上重要な地域において当該事業を行う場合には、公園計画等との整合を図ることなどを通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業・行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周

辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や再生可能な自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園及び国指定鳥獣保護区及びラムサール条約湿地である釧路湿原、ラムサール条約湿地である阿寒湖をはじめとする環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際は、事前に環境省釧路自然環境事務所（または北海道自然環境保全部局）と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携を図っていく。

住民生活及び企業の事業活動の安定のため、災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止に向け、住民の理解を得ながら企業の事業所付近の安全確保や地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯活動等の推進に努める。

（３）その他

①PDCA体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業計画の成果については、「２ 地域経済牽引事業の促進による経済効果に関する目標（２）経済的效果の目標」に掲げた目標に則り、毎年度一回３月頃、必要に応じて有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、釧路市及び白糠町で基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施するとともに、効果の検証を行う。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律

第47号) 附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)